(1) < 5 U

動物・ペット

犬の登録と狂犬病予防注射 Qwb 349

- ○生活衛生課(健康プラザかつしか内)
 ☎03-3602-1242
- ○環境大臣指定登録機関 (公社)日本獣医師会 (環境省データベース) ☎03-6384-5320

犬の登録

▷ペットショップなどで新しく犬を購入したとき 環境省データベースにペットショップなどの情報 が登録されています。購入した方(飼い主)が環境省 データベースにアクセスして、自身の情報に変更し てください。情報の変更により、区に登録したことと なりますので、区への登録申請は不要です。

▶マイクロチップを装着されていない犬を飼い始めたとき

生活衛生課か区民事務所での犬の登録申請が必要 となります。登録をすると犬鑑札が交付されます。

【犬登録手数料(犬鑑札交付)】 3.000円

飼い犬が死亡したときや登録事項が変更になったとき

環境省データベースまたは生活衛生課か区民事務所への届け出が必要となります。死亡・区内転居の届け出は、区ホームページからオンライン申請もできます(85ページ)。

区外へ転出する方は、転出先の自治体で飼い犬の 住所変更手続きを行ってください。

狂犬病予防注射

毎年4~6月に狂犬病予防注射を行ってください。接種の後は注射済票の交付を受け、必ず首輪などにつけてください。

【注射済票交付手数料】 550円

動物(犬・猫など)の死体処理

Qwb 350

飼い主等がいる犬・猫などの動物死体

○清掃事務所 ☎03-3693-6113

犬・猫などの動物死体(25kg未満)は、飼い主、土地・建物の管理者・所有者の届け出により、清掃事務所が有料で引き取ります。

飼い主が不明の動物の死体

- ▷区道・側溝などにあるときは
 - □道路保全事務所 ☎03-5654-9590
- ▷都道にあるときは
 - ○清掃事務所 ☎03-3693-6113
- ▷国道にあるときは
 - ○国土交通省亀有出張所 ☎03-3600-5541
- ▷河川にあるときは

○河川管理者

詳しくは道路保全事務所 (☎03-5654-9590) にお 問い合わせください。

犬・猫の譲渡を受けたいとき

東京都動物愛護相談センター世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

一定の条件を満たす方に譲渡しています。事前に、 電話で譲渡前講習会への申し込みが必要です。

ペット(犬・猫など)が行方不明のとき、飼い 主不明のペットを保護したとき Qwb 352

- ◇葛飾警察署 ☎03-3695-0110
- 亀有警察署 ☎03-3607-0110
- ○生活衛生課(健康プラザかつしか内) ☎03-3602-1242
- ●東京都動物愛護相談センター世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

ペット(犬・猫など)が行方不明になったときや、飼い主不明の負傷したペットなどを保護したときは、 警察署、生活衛生課および東京都動物愛護相談センターへ連絡してください。

犬や猫を飼い続けられないとき

東京都動物愛護相談センター世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

飼い犬や飼い猫を、やむを得ない事情で飼い続けることができない場合は、新しい飼い主を探す努力をしてください。引き取りについては、詳しくお話を伺いますので、必ず事前にご相談ください。

危険な動物の飼養許可・動物取扱業の登録 (Qwb 355)

東京都動物愛護相談センター 世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

ワニ、ヘビ類、サル類などの危険な動物を飼養・販売する場合や動物取扱業を開業する場合は、事前にお問い合わせください。

自動車•自転車駐車場

自動車・自転車駐車場などの場所は、「かつしかの地図」でも確認できます。

自動車駐車場(有料)

Qwb 356

○タイムズコンタクトセンター

☎0120-77-8924(一時利用)

☎0120-02-8924(定期利用)

☎0120-32-8924(売り切り定期、金町南のみ)

亀有南駐車場(亀有パーキングリリオ) (回数券、定期券あり) 亀有3-26-3

▶自動車 午前7時~午後10時 最初の1時間 400円 以降30分ごと200円 午後10時~午前7時 30分ごと100円 駐車後24時間まで 最大900円

▶バイク 1日1回200円

四つ木駐車場(定期券あり)四つ木1-6-5

▶自動車 40分ごと200円 駐車後24時間まで 最大800円 午後7時~午前8時 最大300円

金町南駐車場(ヴィナシス金町パーキング)

(回数券、定期券あり) 金町6-2-1

▷自動車 最初の1時間400円 午前8時~午後10時 以降30分ごと200円 午後10時~午前8時 以降1時間ごと100円、当日 1日最大900円(日付が変わると再度料金が掛かり ます)

新小岩北駐車場(定期券あり) 西新小岩1-1

▷バイク 午前8時~午後10時 1時間ごと110円 午後10時~午前8時 2時間ごと110円 (12時間最大550円)

自転車駐車場(有料)

Qwb 357

○交通政策課 ☎03-5654-8386

【利用時間】 各駅の始発・終電に対応(金町駅北口自 転車駐車場の一部は午前6時~午後11時)

【利用料金】 施設により異なります。

▶一時利用 1日1回100~150円

回数券11回1,000~1,500円

▷定期利用

一般 1カ月最大2.700円、3カ月最大6.600円 学生 1カ月最大1,900円、3カ月最大4,700円

※生活保護、児童扶養手当などを受けている方などは、定 期利用料金の減額があります。詳しくは管理者または 各自転車駐車場にお問い合わせください。

【利用方法】

- ▶一時利用 その都度利用料金を支払ってください。 満車の場合はお断りすることがあります。
- ▷定期利用 利用申し込みは各自転車駐車場で受け 付けています(希望者が多い場合は順番待ち)。 定期券販売期間、受付時間など詳しくは、各自転車
- 駐車場または管理者へお問い合わせください。 金町駅北口(西側・東側)、亀有東は、限定駐車場のた

め、定期利用をするには住所などの条件があります。

駅	駐車場	所在地	電話番号	
	金町駅北□(西側) ▲	東金町1-22-1先	03-3627-7964	
	金町駅北口(東側)	東金町1-45-13先	03-3608-7189	
金町	金町駅北口 (東金町側)	東金町3-5-9先	03-5699-9068	
	金町高架下	金町6-7-24先	03-3600-5769	
	金町南(原付あり) (一時利用専用)	金町6-13-5	03-3609-1071	

駅	駐車場	所在地	電話番号
金町	東金町二丁目 (原付あり)	東金町2-3-4 東金町2-3-11	03-3607-9888
	新小岩駅北口	西新小岩1-6-6	
		西新小岩1-1	
	西井堀第三 ▲	西新小岩1-2先	
		西新小岩1-1-4	03-3691-7909
	新小岩東 ▲	新小岩4-2-3先	
新小岩	西井堀せせらぎ パーク ▲	東新小岩5-1-12先	
	新小岩駅南口	新小岩1-29-1	
	新小岩南第一 ▲	新小岩1-34-12 新小岩1-52-8先 新小岩2-10-4先	03-5678-6192
	新小岩南第二 ▲	新小岩2-12-9	
	新小岩東北	東新小岩1-18先	03-3697-3635
	新小岩東南 ▲	新小岩2-2-12	03-3651-3372
	亀有東	亀有3-25-2	03-3602-2114
亀有	亀有南 (パーキングリリオ)	亀有3-26-3	03-3604-8354
	亀有駅南□公園下	亀有3-25-1	03-5680-6025
	亀有西(原付あり)	亀有4-33-6先	03-3628-6251
高砂	高砂	高砂5-6-7	03-3627-7945
四ツ木	四つ木高架下	東四つ木3-23-1先東四つ木3-23先	03-3694-2811
	 立石北第一 	立石1-22-6 立石7-1-15	
立石	立石北第一臨時 (一時利用専用)	立石4-25	03-5670-9207
	立石北第一仮設 ▲	立石7-16-13先	
	立石南第一 ▲	立石1-22-15	
お花	お花茶屋地下 (自転車) 地上部分(原付)	白鳥2-1-1	03-3838-8270
茶屋	お花茶屋南	白鳥1-1-12先	03-5670-1566
	お花茶屋西	お花茶屋1-18-12先	03-3690-1120
1017	堀切北第一 ▲	堀切4-57-13	
堀切 菖蒲園	堀切北第二	堀切4-56-6	03-3604-5036
	堀切南第一 ▲	堀切5-7-10先	
	青戸北第一 ▲	青戸3-27-6	
青砥	青戸高架下第一 ▲	立石6-35-10先 立石6-39-8先	03-5650-5120
	青戸南第一 ▲	青戸3-33	
	環七青砥橋下 ▲	青戸2-12-15	
新柴又	新柴又高架下第一 ▲	03-5668	
州木义	新柴又高架下第二		
綾瀬	足立区へお問い合	わせください	03-3880-5111

▲は定期利用専用

電話がつながらない場合は下記にお問い合わせください。

- ▶亀有・高砂駅の管理者
 - ○㈱ソーリン ☎03-3604-8354
- ▷その他の駅の管理者
 - ➡シルバー人材センター自転車事務センター ☎03-5654-0437

自転車置場(無料)

Qwb 358

○交通政策課 交通安全対策担当 **203-5654-8386**

東立石(東立石3-25-12先)(登録制)

自宅から駅まで約800メートル以上離れている方 が、通勤や通学に自転車を使用する場合に利用でき ます。登録は住所と通勤、通学先の所在地が確認でき る物と防犯登録番号を、交通政策課交通安全対策担 当まで持参してください。

サイクル&バスライド (バス利用者用駐輪場)(無料)

Qwb 728

○交通政策課 ☎03-5654-8397

サイクル&バスライド(バス利用者用駐輪場)とは、 バス停付近にバス利用者が利用できる自転車駐輪場 を整備する取り組みです。バス停が遠いなどの理由で バスを利用しなかった人にも、バスが利用しやすくな ります。現在区内に14カ所あります。詳しくは、区 ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

放置自転車の撤去

Qwb 359

○交通政策課 交通安全対策担当 **203-5654-8386**

駅周辺の道路・広場などの公共の場所を放置自転 車整理区域に指定し、自転車の放置を禁止していま す。整理区域内で警告の札を貼られ1時間以上放置さ れている自転車は、撤去し保管所に移送します。

引き取りは保管所へおいでください。告示の日か ら1カ月以内に引き取りのない自転車は処分します。

自転車保管所

保管所	所在地 電話番号	所管整理 区域	開所日時 (12/29~1/3は休業)
新小岩	新小岩1-5先 ☎03-3651-4966	新小岩駅周辺	▷全日 午前9時~午後7時
高砂	高砂7-7-8 ☎ 03-5699-1986	亀有・青砥・ 高砂駅周辺	▶月~土曜日 (祝日を除く) 午前9時~午後6時▶日曜・祝日 午後1~6時
四つ木	東四つ木3-23先 203-3693-4154	お花茶屋・ 立石・堀切 菖蒲園・四 ツ木・綾 駅周辺	▶月~土曜日 (祝日を除く) 午前9時~午後6時▶祝日の土曜日、日 曜日
新柴又	柴又5-29-15 2 03-5668-0241	金町·柴又· 新柴又駅周 辺	午後1~6時 ※祝日が月~金曜 日の場合は休業

【持参する物】

▶手数料(1台につき3,000円)

- ▷自転車の鍵
- ▷引き取りに来る方の本人確認書類(運転免許証など)

不用自転車の引き取り

Qwb 360

○交通政策課 交通安全対策担当 **203-5654-8386**

区内在住の個人が所有し、防犯登録番号が確認で きる走行可能な自転車を自転車保管所(左記参照)で 無償で引き取ります。詳しくはお問い合わせください。

道路

区道についての相談

Qwb 361

▶家の新築や増築などで道路上の ガードパイプやカーブミラーなど を移設したいとき	道路管理課 ☎03-5654-8574
▷道路施設にはり紙、はり札、立看板 などが掲出されているとき	道路管理課 ☎03-5654-8381
▷舗装や排水施設などの道路施設およびガードパイプやカーブミラーなどの交通安全施設の損傷を発見したとき ▷道路(区道)上に自転車(※)、家具などが放棄されているとき (※)駅周辺整理地区内の放置自転車は交通政策課 ☎03-5654-8386へ ▷道路、駅前広場、公衆便所などの清掃 ▷河川堤防など公有地の草刈り ○道路(区道)上に犬猫などの動物死体が放棄されているとき	道路保全事務所 ☎03-5654-9590
>駅周辺の放置自転車整理区域の放置自転車	交通政策課 交通安全対策担当 ☎03-5654-8386
▶街路灯のランプ切れや故障を発見したときご連絡いただく場合は、「葛飾区街路灯」標示板の番号をお知らせください。	道路補修課 ☎ 03-5654-9585
▶街路樹(緑地帯)の剪定や害虫駆除、除草などについて	道路補修課 ☎03-5654-9586
▶道路修繕・改修工事、掘削道路復旧 工事について	道路補修課 ☎03-5654-9583
▷交通安全施設整備工事について	道路補修課 ☎03-5654-9584
▷橋梁修繕・改修工事について	道路補修課 ☎03-5654-9582
▷区道と民地との境界の確認申請について	道路管理課 ☎03-5654-8380

都道・国道についての相談

都道(環状七号線・蔵前橋通り・平和橋通りなど)

○東京都第五建設事務所 東新小岩1-14-11 ☎03-3692-4574

国道(水戸街道)

○国土交通省亀有出張所 新宿4-21-1 **203-3600-5541**

道路の占用(使用)許可

Qwb 363

○道路管理課 ☎03-5654-7861

○葛飾警察署 ☎03-3695-0110

○ 亀有警察署 ☎ 03-3607-0110

道路を占用(使用)する場合、許可を受けることが 必要です。日よけや看板などの設置で道路を占用す る場合、許可を受ける必要があります。あらかじめ道 路管理課にご相談ください。

私道の相談

私道を整備するとき Qwb 364

○住環境整備課 ☎03-5654-8349

次の①または②に該当する私道で、③の要件を満 たす場合に、区が標準工事費に対し一定の比率で補 助します。

- ①幅員が1.2m以上で、両端が公道か幅員1.2m以上 の通り抜けできる私道に接している私道(通り抜 け)であること。
- ②幅員が1.2m以上で、利用戸数が2戸以上の私道 (行き止まり)であること。
- ③私道に関係する地権者と借地人の承諾があるこ と。ただし、再整備については20年以上経過して いること。

私道を寄付して公道にしたいとき

○道路管理課 ☎03-5654-8385

私道に防犯灯を設置(新設・建て替え)するとき (Qwb 365)

○道路補修課 ☎03-5654-9585

区が設定した設置費用の9割を補助します。自治町 会などを通じてお申し込みください。

屋外広告物の許可

Qwb 367

○道路管理課 ☎03-5654-8379

広告板・広告塔などの屋外広告物(基準内の自家用 広告物を除く)の掲出には、許可が必要です。

電柱・街路灯・道路標識などの公共物に、はり紙・立 て看板などを掲出することは、原則として禁止され ています。これらの違反広告物は、撤去します。

水道•下水道

水道の相談

○東京都水道局葛飾営業所 立石8-17-4 ☎03-5326-1101

下水道の相談

○東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1 **203-3602-5755**

浄化槽に関する届け出

Qwb 369

○清掃事務所 ☎03-3693-6113

今まで使っていた浄化槽を廃止するとき、また、新 たに浄化槽を使用する場合や、管理者が変わる場合 は届け出が必要です。

水洗便所補助金

Qwb 371

○東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1 **203-5680-1354**

くみ取り便所を水洗式に改造する場合、生活保護 を受けているなどの申請要件を満たしている方など に、工事費用を補助します。また、水洗化の相談にも 応じています。

○住環境整備課 ☎03-5654-8349

区内に住所がある方で都の補助制度を受けた方の うち、都査定工事費(都の補助金の査定対象となった 工事金額)が補助額を超えている方に、費用の一部を 補助します。

私道・宅地内の排水設備の相談

○東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1 **203-5680-1354**

住宅•土地

都営住宅の入居者募集 Qwb 374

●東京都住宅供給公社募集センター ☎03-3498-8894 ○テレホンサービス ☎03-6418-5571

都営住宅は、住宅に困っていて、収入が一定基準以 下の方が対象です。申込方法・入居資格など、詳しくは 募集時に配布される「募集のご案内」をご覧ください。

募集時期など(申込書配布期間は1週間程度)

募集時期 (予定)	募集内容	申込書 配布場所
5月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅 (若年夫婦・子育て世帯向)・居室 内で病死などがあった住宅	
8月上旬	家族向(ポイント方式※)・単身者 向・シルバーピア・居室内で病死 などがあった住宅	区役所 区民事務所 区民サービ スコーナー
11月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅 (若年夫婦・子育て世帯向)・居室 内で病死などがあった住宅	スコーノー 区民サービ ススポット 福祉事務所
2月上旬	家族向(ポイント方式※)・単身者 向・シルバーピア・居室内で病死 などがあった住宅	1曲1年7月17
毎月募集 (公社HP)	家族向·単身者向	ハサUD本首集
随時募集 (公社HP)	家族向	公社HPで募集

※ポイント方式とは、ひとり親(母子・父子)・高齢者・心身 障害者・多子・車いす使用者・特に所得の低い一般世帯に 限った募集です。



臨時応急措置としてのり災者の受け入れ

火災などの災害により住宅を失った方を、都営住 宅へ一時的に受け入れます。

区営住宅・区民住宅の入居者募集 (Qwb 375)

○住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住で住宅に困っている方のために、区が住 宅を設置しています。空き家が生じた場合は各世帯 に配布している 「広報かつしか」などで入居者の募集 を案内します。

都民住宅,公社住宅

Qwb 376

○東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎03-3498-8894(東京都施行型都民住宅) ☎03-3409-2244(公社施行型·借上型·指定法人管理型都民住宅)

都民住宅は、都営住宅・区営住宅の収入基準を超え る方を対象とした家族向けの賃貸住宅です。

公社一般賃貸住宅は、公社が定める基準以上の月 収がある方を対象にした賃貸住宅です。

UR賃貸住宅(旧公団住宅) [Qwb 376]

- ○(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー **☎**03-3347-4375 空き室状況の問い合わせ
- ○フリーダイヤル ☎0120-411-363

新規と空家の募集があります。空家の募集は、随時 受付を行う先着順募集です。

シルバーピア住宅の入居者募集 Qwb 378

○ 住環境整備課 ☎ 03-5654-8353

区内在住で、住宅にお困りの65歳以上の一人暮ら しか、65歳以上の方を含む同居親族が60歳以上の2 人世帯の方に、区が民間から借り上げた賃貸住宅を お貸しします。

民間賃貸住宅への住み替え支援 Qwb 379

○住環境整備課 ☎03-5654-6428

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご 相談をお受けします。協力不動産店や居住支援法人 へ物件情報を照会します。

葛飾区高齢者向け優良賃貸住宅 Qwb 380

◆住環境整備課 ☎03-5654-8353

東京都・葛飾区の認定を受けた住宅です。所得に応 じて家賃補助があります。

入居資格など詳しくはお問い合わせください。

家賃債務保証制度利用助成 Qwb 386

○住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住の方(高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親 世帯)が区内の民間賃貸住宅に転居する際に、側高齢 者住宅財団または家賃債務保証事業者協議会加盟の 事業者が行う家賃債務保証制度を利用する場合、保 証料の一部を助成します(申請期限あり)。

あんしん民間賃貸住宅補償料の助成 Qwb 381

◆ 住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住の60歳以上の単身者が転居する際に、区 と協定を結んだ事業者が実施する安否確認および死 亡時の補償サービスを利用される際の初回登録料と 月額利用料を助成します(所得制限あり)。

住宅用家屋証明書の発行 Qwb 382

◆住環境整備課 ☎03-5875-6959

自己の住宅として家屋を新築・購入した方は、区が 発行する住宅用家屋証明書を添付することで、登記 の際の登録免許税などが軽減されます。

登記の登録免許税の軽減

- ○東京法務局城北出張所 ☎03-3603-4305
- 不動産取得税の軽減
- ○葛飾都税事務所 ☎03-3697-7519

所得税の住宅借入金等特別控除

□ 募飾税務署 □ 203-3691-0941

東京都のマンション改良工事助成

●東京都住宅政策本部マンション課 ☎03-5320-7532

分譲マンションの共用部分を修繕、改修(リフォーム) などを行うマンション管理組合が、(公財)マンション管 理センターの債務保証を得て(独)住宅金融支援機構の 融資を受ける場合、融資金を対象に利子補給します。

住宅金融支援機構の融資

○(独)住宅金融支援機構 ☎03-5800-9366



分譲マンションアドバイザー 制度利用助成

○住環境整備課 ☎03-5654-8352

(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施 する分譲マンション管理アドバイザー制度のBコー ス(相談編)または、マンション建て替え・改修アドバ イザー制度のAコース(入門編)を利用した管理組合 などに対して、派遣料の半額を助成します。

建物の新築・改築の届け出 (住居表示)

Qwb 387

●建築課 ☎03-5654-8356

建築物を建築したときは建築課に届け出てくださ い。4日から5日程度で新しい住居番号を決め、付定 通知と表示板を郵送いたします。

登記事項証明書、登記事項要約書、 公図等の請求・閲覧

○東京法務局城北出張所 小菅4-20-24 ☎03-3603-4305

公示・基準地価格の閲覧

○契約管財課 ☎03-5654-8167

土地取引の指標として、国土交通省は毎年1月1 日、東京都は7月1日現在の土地価格をそれぞれ3月 と9月に発表しています。区には、国土交通省地点、東 京都地点の公示・基準地があり、その土地価格を契約 管財課・区政情報コーナー・区民事務所・区民サービ スコーナー・図書館で閲覧できます。

用途地域等の都市計画

Qwb 390

○都市計画課 ☎03-5654-8328

地域により建築物の用途や高さなどの制限があ り、道路や公園など都市計画施設の区域内では建物 の建築は制限されます。土地の売買や家などを建築 する場合は、ご確認ください。なお、用途地域などは、 区のホームページからもご覧になれます。

不動産・建設業者に関する問い合わせ

- ○東京都住宅政策本部不動産業課 新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5321-1111(都庁代表)
- ○不動産取引紛争 ☎03-5320-5071
- ○業者名簿閲覧 ☎03-5320-5072

宅地建物取引業者(不動産業者)名簿を閲覧するこ とができます(1件300円)。不動産取引の紛争相談 (面談による相談)にも応じています。

○東京都都市整備局建設業課

新宿区西新宿2-8-1 203-5388-3351

東京都の許可を受けている建設業者の申請書の閲 覧ができます(1件300円)。

集合住宅などを建設する場合

Qwb 392

◆住環境整備課 ☎03-5654-8349

階数が2階以上で、住戸数が6戸以上の集合住宅等 を建設する方は、建築確認申請の前に届け出が必要 です。

これは、良質な住宅の供給とともに、快適な住環境 を保全し、形成していくため、建築主の方にご協力を お願いしているものです。

中高層建築物の紛争予防と調整 Qwb 393

◆住環境整備課 ☎03-5654-8352

マンションなど中高層建築物の建築により、日照、 騒音、電波障害、工事被害などの紛争を未然に防止す るため、建築主に対し、「建築計画のお知らせ(標識)| 看板の設置や、建築物の概要や影響と対策について の近隣住民への説明を義務付けています。

話し合いで解決が図れず紛争になったときには、 区によるあっせん・調停の制度があります。

建築延べ面積10,000㎡を超える建築物の紛争

●東京都都市整備局市街地建築部調整課 ☎03-5388-3377

民間建築物のバリアフリー化 整備費助成

Qwb 394

○福祉管理課 ☎03-5654-8243

平成21年9月30日以前に建てられた飲食店、物品 販売店、医療等施設などの不特定多数の方が利用す る建築物を対象に、一定の基準に適合したバリアフ リー整備による改修費用の一部を助成します(個人 の住宅や集合住宅は対象外)。工事着工前の申し込み が必要です。申込方法など、詳しくはお問い合わせく ださい。



宅地開発 (Qwb 395)

○住環境整備課 ☎03-5654-8349

500㎡以上の土地で建物の建築などを目的に区画 形質の変更を行う場合は、許可が必要です。

500㎡未満の土地に建築基準法に基づく道路をつ くる場合は、道路位置指定の申請が必要です。

400㎡以上の土地で区画形質の変更を行う場合 や、一団の土地を6棟(区画)以上に分割する場合は、 事前協議が必要です。

標識の設置 (Qwb 396)

◇都市計画課 ☎03-5654-8372

延べ面積が3.000㎡を超える建築・開発行為など を行う事業者は、事業に係る情報を記載した標識を、 建築確認・開発許可などの申請を行う90日前までに 設置し、区に届け出てください。

地区計画 **Qwb** 530

○都市計画課 ☎03-5654-8328

地区計画の区域内で建築や区画形質の変更などを 行う場合は、着手の30日前までに届け出が必要で す。届け出が必要ない場合もありますので、詳しくは お問い合わせください。

書観地区

○都市計画課 ☎03-5654-8328

柴又景観地区内で建築や外観の変更などを行う場 合、着手前に区の認定を受ける必要があります。30 日前を目途に申請してください。

盛土や切土などを行う場合

○住環境整備課 ☎03-5654-8349

一定規模以上の土地の形質変更(盛土・切土)また は一時的な土石の堆積を行う場合は、許可が必要で す。詳しくはお問い合わせください。

東京都福祉のまちづくり条例 届け出(特定都市施設の届出) Qwb 397

○ 住環境整備課 ☎ 03-5654-8349

医療・福祉施設、物品販売用店舗、サービス店舗、飲 食店、一定規模以上の共同住宅などの新築、改修をす るときは、利用者が安全で円滑に利用できるようス ロープ・階段・エレベーター・トイレなどの整備計画 について建築確認申請の前に届け出が必要です(バ リアフリー条例対象施設は、届け出が免除となる場 合があります)。

土地売買などの届け出

Qwb 399

○都市計画課 ☎03-5654-8328

200㎡以上の土地で都市計画施設(道路など)を含 む土地か、5.000㎡以上の土地の取引をしようとす るときは、事前に届け出が必要です。

2.000㎡以上の土地の取引(予約を含む)をした場 合、契約締結日から2週間以内に区を経由して都知事 に届け出が必要です。

建築物解体工事等に係る 事前周知の報告

Qwb 400

♥環境課 ☎03-5654-8238

建築物の解体工事(解体延面積が80㎡以上)や吹 付けアスベストの除去工事などを行うときは、近隣 住民の方々へ事前周知の報告が必要です。

特定建設作業実施の届け出

Qwb 401

♥環境課 ☎03-5654-8238

建設工事などの作業のうち、法律で定める著しい 騒音や振動を発生させる機械を使用する作業を行う ときは届け出が必要です。

アスベスト対策に関する助成 Qwb 402

□建築課 ☎03-5654-8552

区内の住宅および共同住宅を対象に、屋外又は屋 内にアスベストを含有する吹付け材の使用の有無の 調査と除去工事などの費用の一部を助成します。事 前にご相談ください。

アスベスト含有建築物 解体工事等の届け出

Qwb 403

♥環境課 ☎03-5654-8238

吹付け材や保温材などとしてアスベストを使用し ている建築物などの解体・改修を行うときは、下記の 届け出が必要です。

工事内容	届け出	大気汚染 防止法	東京都環境 確保条例
吹付けアスベスト	15㎡以上	0	0
の使用面積	15㎡未満	0	_
吹付けアスベスト、保温	500㎡以上	0	0
材などが使用されている建築物の延面積または工作物の築造面積	500㎡未満	0	_

アスベストの廃棄物処理について

○東京都環境局産業廃棄物対策課 ☎03-5388-3586

建築物の解体等の作業におけるアスベスト対策について

○向島労働基準監督署 ☎03-5630-1032

建設リサイクル法の届け出 Qwb 729

○建築課 ☎03-5654-8552

建設リサイクル法の対象となる、建築物の解体工 事、建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替え (リフォームなど)などの工事、建築物以外の工作物 の工事(土木工事など)を行う際には、床面積や工事 金額により届け出が必要です。

建築確認申請

●建築課 ☎03-5654-8557

建築物を建てる場合、敷地・用途・建ペい率・容積 率・高さなど、さまざまな制限があります。工事を始 める前には、建築確認申請が必要です。

建築物の用途、構造や敷地によっては、区長の許可 が必要な場合があります。延べ面積が1万㎡を超える 場合は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (☎03-5388-3372)へご相談ください。

消費生活

消費生活センター &

Qwb 406

- ○立石5-27-1 ウィメンズパル内 ☎03-5698-2316 ☞ 72ページ
- ○消費生活相談専用 ☎03-5698-2311

消費生活および個人情報に関する相談事業、消費 生活情報の提供、暮らしに役立つ消費者講座などを 行っています。

【利用時間】 月~金曜日/午前9時~午後5時 【休館日】

土・日曜日、祝日、年末年始、館内清掃日

消費生活について、パネルによる紹介や資料・図書 の閲覧、貸し出しを行っています。

【開室時間】

▷月~土曜日/午前9時~午後9時30分

▷日曜日、祝日/午前9時~午後5時

【図書の貸し出し】

▷月~金曜日/午前9時~午後5時

消費生活相談

Qwb 409

○消費生活センター ☎03-5698-2311

契約のトラブル、クーリング・オフの手続き、さま ざまな悪質商法などの相談に、専門の消費生活相談 員が問題解決のお手伝いをします。相談は無料です。 プライバシーは厳守しますので、安心してご相談く ださい。

消費者教育出前講座

(消費者問題講師派遣制度) **Qwb** 407

○消費生活センター ☎03-5698-2316

5人以上のグループで、消費生活についての勉強会 をするときに、無料で講師の派遣などを行います。

自治町会や地域の集まり、企業の新人研修、小・中 学校での消費者教育授業やPTAの学習会などにもご 利用いただけます。

リサイクルコーナー

Qwb 410

○消費生活センター ☎03-5698-2314

家庭で不要となっている新品・新品同様の日用雑 貨(家具、電化製品、食品などを除く)をお預かりし て、販売の仲介をしています。フリーマーケット(登 録制)も同時に開催しています。

【開催日】

原則として毎月第2土曜日/午前10時~午後2時

【出品受付日】

原則として開催日の属する週の月・火・水曜日 午前10時~午後2時

葛飾区消費生活センタ-

突然の訪問

不審な電話

東京都消費生活総合センタ

603-3695-0110 603-3607-0110

ボランティア・地域活動

かつしかボランティア・地域貢献活動センター 🕭

Qwb 412

○堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階 ☎03-5698-2511 ☞ 72ページ

ボランティアやNPO活動をしている方や、これか ら活動しようと思っている方、ボランティアを必要と している方の相談や各種講座などを実施しています。

【相談窓口】

月~金曜日、第1・3土曜日(祝日を除く) 午前8時30分~午後5時

【録音室】

視覚障害のある方のために図書などの録音テープ作 りなどを行うボランティアの方が無料で利用できます。

ボランティア活動をしている方の学習会、打ち合 わせなどに利用できます。

【施設利用】

月~土曜日/午前9時~午後9時30分 日曜日、祝日/午前9時~午後5時30分

【活動室使用料金】 ※登録団体は免除されます。

使用者の	午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日
区分	午前9時~ 正午	午後1~ 3時	午後3時30分~ 5時30分	午後1時~ 5時30分	午後6時~ 9時30分	午前9時~ 午後9時30分
福祉ボランティア活動 を行い、またはこれを 援助する団体か個人		300円	300円	600円	700円	1,400円
上記以外の団体か個人	1,200円	900円	900円	1,800円	2,100円	4,200円

生活支援ボランティア Qwb 157

♪かつしかボランティア・地域貢献活動センター **☎**03-5698-2511

蛍光灯の取り替え、窓拭き、草むしりなど、日常生 活でちょっとした困りごとのある高齢の方に、1時間 程度でできる支援を地域のボランティアの方が行い ます。物品購入などの必要経費以外は、利用者の負担 はありません。

(福)葛飾区社会福祉協議会 💪 🔾 wb 411

○堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階 ☎03-5698-2411 ☞ 72ページ

社会福祉協議会は、全国の市区町村に法律で設置 されている社会福祉法人です。

葛飾区社会福祉協議会では、区民の方や区・関係機 関などと協力して、支援を必要とする方々への福祉 活動や事業を推進しており、その事業費用は主に寄 付金や区民の方々などからの会費によって支えられ ています。

寄付

○(社福)葛飾区社会福祉協議会 **203-5698-2411**



社協キャラクター「アエナちゃん」

移送サービス(ハンディキャブ運行) Qwb 161

♪かつしかボランティア・地域貢献活動センター **203-5698-2511**

車いすを利用している方の外出時のお手伝いを、 リフト付ワゴン車[ふれあい号]で行っています(登 録制。年会費1.000円~)。別途利用料が掛かります (走行1時間あたり1.000円など)。

かつしかファミリー・サポート・センター Qwb 230

○(社福) 葛飾区社会福祉協議会 **203-5698-4151**

生後6カ月から小学6年生までのお子さんを対象 に、保育園・学童保育の送迎や子どもの一時的な預か りなどの育児支援サービスを有償(1時間800円)で 実施する地域の支え合い活動です。

サポート会員を常時募集しています。会員登録な ど詳しくはお問い合わせください。

しあわせサービス

Qwb 418

○(社福)葛飾区社会福祉協議会 **203-5698-3216**

高齢の方や障害のある方、ひとり親家庭の方、好産 婦の方などのための、会員制による有料の家事援助 サービスです。

利用会員として登録した方に家事や簡単な介助の お手伝いをする方(協力会員)を派遣します。

【費用】 利用料 1時間700円 年会費600円 また、協力会員を募集しています。活動した方には 1時間700円をお支払いします。

登録方法など、詳しくはお問い合わせください。

地域コミュニティ施設(198ページ)

○地域振興課 ☎03-5654-8216

自治町会の打ち合わせや講演会、学習、健康体操、 介護予防など区民の皆さんがお互いの交流を深める 場として利用できます。

地区センター(19施設) Qwb 413

学び交流館(3施設)

(**Qwb 445**)

集い交流館(28施設)

Qwb 446

憩い交流館(15施設)

Qwb 447

新小岩地域活動センター (Qwb 741)

【開館時間】 午前8時30分~午後9時 【利用時間区分】

地区センターおよび学び交流館

▷午前9時~正午

▷午後1~3時

▷午後3時30分~5時30分

▷午後1時~5時30分

▷午後6~9時

▷午前9時~午後9時

憩い交流館および集い交流館

▷午前9時~正午

▷午後1~5時

▷午後6~9時

▷午前9時~午後9時

新小岩地域活動センター

▷午前9時~午後9時まで1時間単位

【利用料金】

各施設ごと、使用目的によって利用料金が異なりま す。料金体系は目的内使用と目的外使用の2区分です。

▷目的内使用

地域コミュニティづくりのために利用する場合

▷目的外使用

上記以外の使用目的のために利用する場合 詳しくはお問い合わせください。

地域コミュニティ施設を使用するには

登録について

団体登録または利用者登録を行うと、全ての地域 コミュニティ施設を利用できます。

▷団体登録

5人以上で、その5割以上が区内在住・在勤・在学の 方で構成している団体

団体の規約(会則)・会員名簿を用意し、地区セン ター・学び交流館・新小岩地域活動センターまたは 別館で登録してください。

団体登録の方は利用者会議に参加することがで きます。

詳しくはお問い合わせください。

▷利用者登録

運転免許証などの本人確認書類を用意し、地区セ ンター・学び交流館・新小岩地域活動センターまたは 別館で登録してください。

予約について

下記の施設以外は、利用者会議終了後、利用日前月 の1日の午前8時30分から窓口・インターネット予約 できます。

▷地区センターホール(新小岩地域活動センター含む)

【窓口受付】

利用日の3カ月前の月の初日から利用施設の窓口 で受け付けます(受付初日のみ、申請が重複した場合 は抽選)。

利用施設以外の地区センター・学び交流館・新小岩 地域活動センターまたは別館の窓口でも、利用日3カ 月前の月の5日から受け付けます。

【インターネット予約】

利用日の2カ月前の月の初日から予約ができます。 ▷地区センター区民ロビー(新小岩地域活動セン ターのレク・イベントスペース含む)

利用日の3カ月前の月の初日から、利用施設の窓口 で受け付けます。インターネット予約はできません。 207・208ページでも施設の申込方法などについ

て紹介しています。

○立石3-12-1 ☎03-3694-7710

【開館時間】 午前8時30分~午後9時30分

【休館日】 年末年始(12月29日から1月3日)

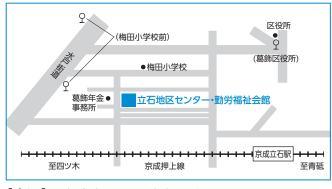
【利用方法】 利用日の2カ月前の月の10日午後6時 から利用者会議を開催し、受け付けます。利用者会議 以後は、利用日の前月の1日から随時受け付けます。 卓球室を個人で利用する方は、当日利用券を購入し てください。

【利用料金】

(単位:円)

施設名/使用区分		午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日
		午前9時 ~正午	午後1~3時	午後3時30分 ~5時30分	午後1時 ~5時30分	午後6時 ~9時30分	午前9時 ~午後9時30分
大会議	室	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600
小会議室		300	150	150	300 400		800
和室		500	250	250	500 900		1,600
集会室		1,200	650	650	1,300	1,900	3,600
多目的	多目的室		650	650	1,300	1,900	3,600
練習室	練習室		650	650	1,300	1,900	3,600
卓球室	貸切	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600
	個人 利用		1人1時間40円				

器具の使用料は別料金です。



【交通】 京成立石駅 徒歩10分

京成バス (新小53)・京成タウンバス (有57・有70(平 日のみ)・綾02・新小52乙) 「葛飾区役所|下車 徒 歩10分

都バス(草39・錦37・ ト23 出入) [梅田小学校前] 下 車 徒歩5分

○勤労福祉会館

主に中小企業で働く方の文化・教養・レクリエー ションのための施設です。どなたでもご利用になれ ます。

学校支援ボランティア・ 学生ボランティア

◇地域教育課 ☎03-5654-8482

地域の皆さんや学生の方にボランティアとして登 録していただき、区の教育活動を支援する制度です。

学校支援ボランティア

【対象】 中学校卒業以上の年齢の方

【内容】

- ▶国語・算数・英語などの教科指導や、クラブ活動・部 活動などの支援
- ▷図書の整理や読み聞かせ、校舎の環境整備、受付業 務、校内巡回など

謝礼はありません。

学生ボランティア

【対象】 大学生(短大・大学院を含む)

【内容】

学習活動、部活動などへの支援、介助を要する児童・ 生徒の対応など

活動実績に応じて、図書カードを支給します。

国際交流ボランティア

Qwb 730

○文化国際課 ☎03-5670-2259

区や指定管理者などが行う国際交流事業に協力し ていただきます。「語学ボランティア」「交流スタッフ」 [ホームステイボランティア]の3つの種類がありま す。登録方法など詳しくはお問い合わせください。

ボランティア保険

Qwb 419

○総務課 ☎03-5654-8141

区内でボランティア活動をしている団体の指導者 の方とボランティア活動に従事する方(小学生以上) に安心して活動していただくための保険です。保険 料は無料です。

活動関連の担当課にお申し込みください。

保険内容	補償限度額			
	身体賠償	最高	1人	1億円
	分件知惧	最高	1事故	2億円
損害賠償責任事故	財物賠償	最高	1事故	1,000万円
	保管物賠償	最高	1事故	500万円
	死亡	1人		335万円
	後遺障害	1人		10~335万円
傷害事故	入院	日額		5,000円 (180日限度)
	通院	日額		1,000円 (90日限度)